

平成30年第2回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年2月28日(水) 午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(14名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
6番	山本繁夫	委員	7番	有賀良雄	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	15番	大戸文治	委員
17番	矢野正則	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(5名)

5番	我妻貢	委員	10番	齋藤茂	委員
14番	矢吹幸彦	委員	16番	本宮勝正	委員
18番	北野唯道	委員			

出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

邊見芳正	委員	高久亨	委員
------	----	-----	----

富 永 進 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副 主 査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成30年第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

会長におかれましては、平成30年の3月白河市議会定例会に出席しておりまして、散会次第、こちらに向かうとのことですので、白河市農業委員会総会会議規則第5条等に基づきまして、議長は15番、大戸文治会長職務代理者をお願いしたいと思います。

本日の議題につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が8件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が19件、合わせて36件をご審議いただきます。よろしく申し上げます。

(午後 2時00分)

◎会長職務代理者挨拶

事務局長 それでは、初めに大戸職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者 急遽、議長を務めることとなります。何分なれないことで、よろしくお願いいたします。

それでは、これから審議を始めます。

◎議事録署名人選出

会長職務代理者 総会会議規則第15条による議事録署名人ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 それでは、議事録署名人、6番、山本繁夫委員、7番、有賀良雄委員の両名指名いたします。

◎欠席者の報告

会長職務代理者 次に、欠席の申し出がありましたので報告をいたします。

5番、我妻貢委員、10番、齋藤茂委員、14番、矢吹幸彦委員、16番、本宮勝正委員、18番、北野唯道委員、推進委員、邊見芳正委員、同じく推進委員、高久亨委員、同じく、富永進委員の8名であります。

◎議案第1号

会長職務代理者 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について協議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

よろしく申し上げます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長職務代理者 事務局に説明させます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8まで朗読】

以上、その1からその8の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 この件につきましては、2月25日に現地において譲受人立ち会いのもと、緑川委員さんと3名で調査を行いました。申請内容に相違ないことを確認しております。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員の説明がありました。ご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長職務代理者 異議なしと認めますので、その1について原案のとおりと決定いたします。

農地法第3条その2を審議いたします。

担当委員の意見を求めます。

橋本委員 地区担当の橋本です。

去る2月22日に鈴木委員と私と譲受人の3名で、現地による確認いたしました。そのとき

申請書も確認したところ、異常ないということです。皆様の審議よろしくお願ひします。

会長職務代理者 担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないので、これについて原案どおりと決定いたします。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る2月25日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は事情により不在のため、息子さんに現地入りしてもらいました。譲受人にも立ち会ってもらいました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その3について原案のとおりと決定いたします。

農地法第3条その4を審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 白河西部地区担当の佐藤です。

この申請につきましては、2月21日に早津委員と現地のほうで確認してまいりました。譲受人は当日、都合がつかないということでありましたので、電話にて私がこの申請内容について相違ないことを確認しております。それから、譲受人には現地のほうで立ち会っていただきまして、この内容に間違いのないこととございまして、譲受人の親の代からその耕作をずっと続けておりまして、何ら問題ないものと思っております。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区、山内です。

申請についてです。先日、2月21日水曜日夕方、申請場所にて譲渡人、譲受人、担当委員

の矢吹さんとともに地区現地調査をした結果、周辺農地に問題はないので、皆さんのご審議、よろしくをお願いします。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員が欠席のため、事務局より報告をお願いします。

事務局(竹内副主査) 本日、地区担当の富永進さん、本宮勝正さん、所用でお二人とも欠席のため、富永推進委員さんより電話にてお話を承りましたので、ここで事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、去る2月24日に本宮農業委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地確認と申請内容について聞き取りを行い、相違ないことを確認いたしました。また、周辺農地には特に問題ないということでお話を承っております。皆様のご審議ほどよろしくをお願いします。

会長職務代理者 事務局より説明がございましたが、ご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る2月25日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人にもお立ち会いをしていただき、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでしたので、皆様のご審議、よろしくをお願いします。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 同じく社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る2月25日、滝田委員さん、譲渡人、譲受人にお立ち会いをいた

だき、現地を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでしたので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会長職務代理者 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長職務代理者 農地法第4条その1を審議します。

事務局に説明をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件につきましては、去る2月24日、星委員さんと現地確認をいたしました。申請人立ち会いのもと、申請内容、あと周辺農地への影響、その他を確認した結果、特に周辺農地の影響ないと思いますので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その1について原案のとおりに決定いたします。

◎議案第3号

会長職務代理者 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局の朗読をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

12ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長職務代理者 農地法第5条その1を審議します。

事務局、説明いたします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る2月23日、今井委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の代理人に申請内容、さらには事業の現実性を確認し、譲渡人と3人で立ち会った結果、申請内容に問題ないことを確認いたしました。他の土地への問題もないことを確認しましたので、皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、18ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

会長職務代理者 地区担当の意見を求めます。

高橋委員 大沼地区の大を担当する高橋です。

今回の申請について、去る2月23日、邊見芳正委員さんと譲渡人、譲受人の申請者本人がいずれも現地でお会いし、確認したところ、双方とも申請内容について誤りのないということでありました。今回の転用による周辺農地への影響については、周囲の状況等を見聞したところ特に問題ないと思われまます。皆様の審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長職務代理者 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局、説明をお願いします。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、23ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

会長職務代理者 地区担当の意見を求めます。

橋本委員 金山地区の橋本です。

2月23日、鈴木委員さんと譲渡人、譲受人の5名で現地内容並びに申請内容を確認いたしました。両方とも相違ないということで、皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その3について原案どおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局、説明をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

今回の申請につきまして、まず電話とあと現地調査という中で行いました。まず被設定人に2月23日、電話等で確認いたしました。申請内容におきましては、相違ないという確認をとれました。また、法定相続人、設定人の法定相続人も同じく2月23日、遠方ということで電話等で確認いたしましたところ、相違ないという確認をとれました。

なお、2月25日、大戸委員さんとともに設定人の立ち会いのもと現地調査をいたしましたところ、申請内容等であるという確認をとりました。何ら問題ないとは思いますが、皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会長職務代理者 担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、33ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、皆様方の審議のほど、よろしく

お願いいたします。 以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る2月25日、滝田委員さん、設定人、被設定人は親子でありますので、設定人にお会いし、申請内容について確認しました。今回の転用による周辺の農地への影響については、特に問題ないと思われれます。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、38ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われれますので、審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、2月21日に早津和一委員と現地のほうを確認してまいりました。当日、設定人、それから被設定人、代理人の行政書士に現地のほうへ行っていただきまして、説明を受けました。この申請内容どおりであるということでもございました。あと周りに農地もなく問題ないものと考えておりますが、皆様方のご審議、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その7を審議します。

事務局に説明をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、43ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。 以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の説明を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

許可申請の内容について、2月24日1時半より、担当委員さんの矢野さん、山本さんと、
設定人と4人で、現地で申請内容を確認いたしました。そのときに所有権移転、贈与という
ことで、自宅の面積がかなり多いので、そこら辺をもう一度、安部事務所のほうに確認して
いただきたいということで確認したところ、間違いがないということでありました。そして、
被設定人にも電話で申請内容を確認したところ、間違いがないということでありました。転用
することにより周辺農地に影響がないと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、48ページをごらんください。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許
可できませんが、例外規定の地域の農業の振興に資する施設のための事業中の農業施設に該
当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会長職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る23日に、鈴木委員さんと譲渡人、譲受人は遠方のため電話で、申請内容を確認したと
ころ、間違いがないということです。周辺に及ぼす影響もないと思いますので、皆様のご審議、
よろしく申し上げます。

会長職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会長職務代理者 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

53ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長職務代理者 事務局より説明させます。

事務局（高橋主任主査） それでは、59ページをごらんください。

【第1号から第3号まで朗読】

議案第1号、2号につきましては、去る2月13日に東釜子西地区担当の我妻委員、飛知和委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。同じく、その3につきましても、2月13日に大信信夫1地区担当委員の塩田委員、円谷委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長職務代理者 本案件は、承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第16号及び所有権移転、第1号から第3号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長職務代理者 異議がないようですので、賃借権の設定について第1号から第16号及び所有権移転、第1号から第3号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長職務代理者 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様からご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 なければ、事務局のほうからお願いします。

事務局長 今回につきましては、特にございませぬ。

次回の総会につきましては、3月28日水曜日、午後2時から、市役所の5階、正庁となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長職務代理者 ほかにご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長職務代理者 それでは、以上で総会を終了いたします。

◎閉 会

会長職務代理者 これをもちまして、平成30年第2回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時15分)
